



【社長から～心にとめておきたい言葉】

もう一步、もう一步先へ！よく考えてとにかく前進！

【まごころ通信】by小峰裕子

第12話 来年の手帳



来年の手帳、皆さんはどのような書き込みをしましたか？1年は365日、時間にすれば8760時間です。時は金なりと言いますが、大切に使用したいものですね。

生きていくために必要な睡眠を7時間と仮定します。(4時間しか眠らないすごい人もいます)すると、255時間使いますから残り6205時間です。仕事延べにして毎日8時間とすると、2880時間。そのほか移動や家事育児、入浴など身の回りの事等々時間を費やしますが、皆さんも計算してみてください。ちなみに私は5時間？ということで1825時間使って残り1500時間です。365日で割ると...何と1日4時間も自由に使える時間があります！そうそう、食事時間が入っていませんね。1日3食として1年たったの1095回。いつ誰と何を食べて時間を過ごすかは結構人生を左右する事だと考えているので、あえて自由時間にしました。(1日1食のすごい人もいます)

この世に生を受けて、家庭や経済力はたまた容貌など、決して平等とは言えない環境で私たちは歳を重ねます。しかし唯一等しく与えられているのが『時間』です。ならば、『やるべき事』で来年の手帳を埋め尽くすのではなく、『やりたい事』を書いてみませんか？どんな自分になりたいですか？どんな仕事をしてみたいですか？やりたい事と今の自分とのギャップを正確に冷静に測り、自分だけの課題を見つけましょう。1年後、必ずやりたい事が実現しますよ。

来年は私たちの会社は創業50周年を迎えます。会社としてやりたい事は「前に出よう！」そのためにやるべき事は「皆さんの幸せ実現！」です。



11月の記録

【今月の自己申告ノルマ:達成】

今月は、藤原さんが自己申告した売り上げ目標を達成しました。社長より業績給が支給されます。鶴さんが初めて業績を上げました。

【今月の売上トップ】

賃貸仲介手数料トップ藤原さん
売買取手手数料トップ酒匂店長



【今月の管理受託物件】

青葉パーキング



【酒匂店長より】

まだまだ迅速に動けるはず！5分かかる仕事は3分で、1週間かかる仕事は5日間で片付けよう！

【11月の社内研修会】強制参加

11月13日(木)16:00～17:30

社内研修会を開催しました。テーマ「今まで他人事・これから当事者 相続税の真実」講師は小峰裕子さんでした。



【小峰勇治さんが宅建協会暴力団対策「宅暴協」会議に出席しました】

11月6日(木)宅建協会無料相談員を執務しました。
11月21日(金)宅建協会東部支部幹事会、暴力団対策「宅暴協」に出席しました。

【小峰裕子さんが講師を務めました】

11月10日(月)福岡市NPO・ボランティアセンターあすみん交流会に参加しました。テーマは「壱岐南公民館におけるコミュニティカフェ」の企画でした。

11月14日(金)代表を務める「相続マイズ福岡」第1回特別研修会を行いました。テーマは「家族信託を活用した相続・事業承継対策」講師は司法書士の宮田浩志氏(東京)でした。

11月30日(日)日本FP協会主催のFPフェアにおいて講師を務めました。テーマは「今まで他人事・これから当事者 相続税の真実」でした。

【レッツスタディ】No.21 文責:酒匂房信 相続税の基礎控除が変わります

平成27年1月1日以降に発生した相続より、相続税の基礎控除額が大幅に縮小されます。これは大改革といっても過言ではありません。「いやいや、我が家には関係ないこと」と思っている方も多いでしょう。しかし大都市圏内では影響が大きく、「戸建持ちは相続税がかかる」と言われるほどです。詳細を詳しく確認していきましょう。



基礎控除額

- ・現行: $5,000万 + 1,000万 \times \text{法定相続人の数}$
- ・改正後: $3,000万 + 600万 \times \text{法定相続人の数}$

例えば相続人が3人の場合、基礎控除額は8,000万となり遺産(課税価格)が8,000万以下では相続税は発生しません。これが来年から基礎控除額が4,800万となり、これ以上の遺産があれば相続税が発生してしまいます。実に**基礎控除が6割に縮小**されるのです。

いかがでしょうか? 「えっ!? 控除額が激減した!!」と思われた方も多いのでは?

現状、全国での相続税の申告割合は約4%(100人亡くなると4件)ですが、この税制改正により、6%程度になると見込まれています(つまり地価が高い大都市で影響が大きいということです)。

相続というものはもともと早めの対策が大切です。「相続」が「争族」となり、遺産分割がこじれれば、申告期限の10ヵ月はあっという間に過ぎてしまいます。対策として、生前贈与、相続時精算課税制度、遺言、借入、夫婦間で居住用不動産を贈与したときの配偶者控除、生命保険の活用……など様々なものがあります(いつかの機会にこちら辺も書きたいと思います)。

「相続が発生してからでは遅い」とはよく言われます。各ご家庭の事情もおありでしょうが制度の内容は知っておく必要があると思います。ご相談やご質問があればいつでもご遠慮なくお申しつけ下さい。



■□■—————12月の予定—————□■□

【12月のお誕生日】

- 12月1日 古田一馬さん
- 12月10日 田原美穂子さん(田原さんお母様)



【特別社内研修】全員強制参加

- 12月11日(木)店舗営業は14:00で終了してください。14:00～コンプライアンス清掃
- 16:00～社内研修会 テーマは「不動産調査の基礎知識」講師は藤原秀章さんです。
- 18:00～社長と飲む日 大洋不動産内

【月次報告会議】任意参加

- 12月9日(火)7:40～8:00
- 8:00～8:30は町内清掃を行います。

【素直塾】全員強制参加

- 12月18日(木)17:00～18:00
- 18:00～本会議(任意参加)



【月次営業会議・異見会】店長以上参加

- 12月16日(火)18:00～19:00

【早朝勉強会】任意参加

- 12月22日(月)8:30～9:50

【今月の社員】 田原健一郎

はじめまして

10月より入社しました田原健太郎と申します。大洋不動産に入社する前は保険代理店に勤めておりました。業務で建物に関わるようになり勉強をはじめようになり、その中で専門学校の講師の方のお話がきっかけで転職を決意しました。

実際に不動産業に携わってみると、毎日の仕事量の多さにびっくりしました。お客様からお預かりしている不動産の管理と、賃貸物件や売買物件の仲介や斡旋に加え、その他の様々な作業を同時に行わなければならない、本当に覚えることが多いです。

忙しく働かれている先輩方に負担をかけていながら、なかなかうまくできない現状に思い悩む日々ですが、一日でも早く不動産業たる社員になれるよう、前向きに頑張りたいと思います。

今後ともよろしくお願ひいたします。

